

## 第4次障害者長期計画の策定に関する検討の進め方

第4次障害者長期計画（平成27年度～平成35年度：9年間）として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定する。

### 【進め方】

- 障害者長期計画の全体像や総論的な議論については、障害者施策推進協議会委員の全員で検討する。
- 新たな障害者長期計画の各論に関する検討は、計画に盛り込むべき分野を「権利擁護」「地域生活」「就労・共生社会」の3つに分けて検討する。
- 本会議委員は、いずれかの部会に属する。
- 部会に属する委員は、会長が指名する委員又は臨時委員で構成する。
- 部会長は、当該部会に属する部会員の互選により定める。

### 【スケジュール】

6月20日 第1回障害者施策推進協議会  
新たな障害者長期計画の全体像や総論的な議論

7月～翌年1月 部会の開催（3部会×6回＝計18回）

「権利擁護」専門部会	6回開催
「地域生活」専門部会	6回開催
「就労・共生社会」専門部会	6回開催

3月末 第2回障害者施策推進協議会  
部会での議論を踏まえた計画案の最終確認

3月末 第4次堺市障害者長期計画 素案作成

平成26年4月以降に、パブリックコメントなどを経て、平成27年4月より実施